

# 第11回岩手県分権推進会議

日 時 平成23年2月7日（月）14：00～16：00

会 場 エスポワールいわて 2F 大ホール

## 1 開 会

○千葉分権推進課長 定刻よりちょっと前ですが、本日まで出席いただける委員の皆様がお揃いですので、ただいまから第11回岩手県分権推進会議を開会いたします。

なお、本日出席予定でありました県南広域振興局の藤尾企画理事が急遽公務で出席できないことから、政策調整会議の座長も務める県南広域振興局の佐藤副局長が代理という形で出席させていただいていることをご了承お願いしたいと思います。

それでは、ここからの進行は、会議の設置要綱により副座長の加藤委員にお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 報告

- ① 地域主権改革の推進状況について
- ② 市町村への権限移譲方針について
- ③ 政策調整会議の取組状況について
- ④ 分権推進のための課題解決の工程表について

### (2) 意見交換

### (3) その他

○加藤副座長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、まず初めに、これまでの地域主権改革の状況などをご報告申し上げます。前回の会議におきましては、閣議決定された地域主権戦略大綱をご報告しました。その後、国の出先機関廃止に向けたアクションプランが昨年末に閣議決定されておりますし、ひもつき補助金の一括交付金化の第一段階といたしまして、都道府県分の投資的経費の一部を地域自主戦略交付金という形で予算の計上が行われております。こういった状況について報告申し上げます。あわせて、知事が構成員として参画しております地方行財政検討会議の議論を踏まえまして、今国会に提出予定の地方自治法の一部改正の概要、これが明らかにされておりますので、その内容等につきましてもご報告申し上げます。

2点目ですが、当会議における現況を踏まえまして、平成20年に策定いたしました岩手県権限移譲等推進計画についてです。本年度が計画の最終期間、最終の年度ということになっておりまして、これを受け、この計画を踏まえて進めてまいりました権限移譲、その状況を受けまして、今後の市町村への権限移譲の方針、考え方について報告申し上げます。

3点目ですが、本年度から4広域局を通じて政策調整会議が設定されておりますので、その取り組み状況についてご報告申し上げます。報告につきそれぞれ委員の皆さんからご意見を伺ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

**○工藤副部長** 副部長を務めております工藤でございます。私のほうからご説明を申し上げます。座ったままでご説明させていただくことにつきましてご了承願ひます。

まず、地域主権改革の進捗状況について3つの観点からご説明をさせていただきます。資料の1をごらんいただきたいと思います。1点目は、国の出先機関の廃止の関係です。昨年の末に出先機関の原則廃止に向けたアクションプランが閣議決定されたところです。主に1枚目の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

1番目の「ブロック単位の移譲の推進について」ですが、広域連合制度の諸課題について検討した上で、新たな広域行政制度を整備することとされています。これはいわゆる受け皿というものです。スケジュールにつきましては、6ページ(4)にスケジュールが載っておりますが、平成24年をめどに通常国会に法案提出いたしまして、26年度中の事務権限の移譲を目指しているものです。また、新たな広域行政制度の具体的な制度設計につきましては本年の4月あるいは5月ごろまでに国のほうで検討し、地域主権戦略会議への議論を踏まえて法案の作成に入るという見込みとなっております。制度設計に当たっては、関西広域連合、九州広域行政機構といった、先行する地域の議論を踏まえ、現行の広域連合制度の見直しや新たな法整備など、地域の具体的な要望等を聞きながら実務的な調整に入ると伺っているところです。

(2)については、出先機関単位での全ての事務の権限を移譲するというを基本とし、その際全国一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた事項の発意に基づく仕組みとされているところです。

(3)については、職員の身分の取り扱いや移譲に伴う財源の確保について示されておりますが、具体的な手法あるいは方向性というものはまだ示されていないところで、この部分の取り扱いが今後の具体の国の出先機関廃止に向けて最も重要な点になるだろうと考えているところです。ブロック単位での国の出先機関の移譲につきましては、先行している地域がある中で東北はどうかというお話しになるわけですが、北海道、新潟を含めました北海道・東北知事会というものがございます。この中で先行している地域の検討状況なども勉強しながら広域連携のあり方について研究していこうという検討組織が設置されまして、1月31日、第1回の会合を開催したところで、会議では、道県間の広域的な行政の連携に関する事項、出先機関の原則廃止に向けた対応などについて検討していくことを決定したところです。

次に、大きな2のところ、地方が移譲を要望している事務・権限の取り扱いについて、直轄道路と河川につきましては、1つの都道府県内で完結するものにつきましては原則移管ということになってございまして、それ以外のもの、すなわち広域にまたがるものについても国と地方の間で確認しながら、仮に広域の受け皿体制が整うまでの間であっても、積極的に移譲に取り組んでいくとされているところです。ちなみに、本県の場合、県内で完結する直轄道路はないという状況です。河川についても、馬淵川、北上川ともに隣県と接しており、本県としては単独で完結する河川、道路というものはない状況です。

次に、ハローワークの関係については、ハローワークにつきましてはいろいろと議論があり、全国知事会等からも移譲についての要望が多かったわけですが、まずは希望する自治体において国が行う業務、これは職業紹介あるいは雇用保険の認定、給付等の事務。あと現在の地方が行っております業務、これは職業能力開発でありますとか、さまざまな生活相談、資金の貸し付け等ですが、これらを例えば運営協議会の設置などにより一体的に実施することができるよう所要の措置を講ずるという形になっています。速やかにこの措置について着手し、3年間程度具体的な実施を行い、その成果と課題を検証いたしまして、地方へ移譲するかどうかについて検討するというところにされているものです。国のほうでは試験的にやるということになってはいますが、いずれにしても細かい部分がまだ示されていない状況です。

次に、4番目の「国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化」については、地方へ移譲する前段といたしまして、国自身がその事務・権限の見直しによるスリム化を図ることが前提となっています。

最後に、5番目の「財源・人員の取り扱い」については、地方といたしましては、具体的に国の出先機関を受け入れる段階になった場合は、人と財源がどうなるかということが最も重要であり、また最も懸念されているところです。国と地方の協議体制をしっかりと構築いたしまして、両者が対等に実務的な協議、検討等も十分踏まえながら望ましい枠組み、ルールをしっかりと構築するよう求めていく必要があると考えております。

なお、アクションプランに基づく改革等を速やかに実施することとし、政府の地域主権戦略会議の下にアクションプラン推進委員会を置きまして、ここで具体策を検討することとされています。

次に資料2、ひもつき補助金の一括交付金化についてご説明申し上げます。これも同じく昨年末に示されました政府の予算案の中において、一括交付金化の第一段階といたしまして、総額5,120億円の地域自主戦略交付金、これは仮称ですが、これが創設されることとなったところです。県と市町村両方あるわけですが、まず23年度は都道府県での投資補助金を対象といたしまして、24年度から市町村分に拡大されることとなっています。市町村

分は1年後になるということについては、市町村の場合、交付金事業に年度間で大きなばらつきがあるということから、これらの実態を踏まえた制度設計に時間かかるということ、さらに1年かけて進めるという設定になっているものです。

交付金の配分方法など具体的な制度の詳細については、まだわからないという状況ですが、資料の3ページのとおり、内閣府の説明会で、未定稿ですが、その中で一定のものは示されています。まず、内閣府から各都道府県に交付限度額5,120億円のうち岩手には幾らというような交付限度額を示しまして、これを受けて都道府県は選択メニューを選択します。選択メニューというのは、資料の2ページ目、総務省から環境省までそれぞれメニューが載っている中から配分された範囲内で自由に事業を選択して、その実施計画を内閣府に提出するというものです。内閣府はその実施計画書を集計し、今度は各関係省庁に予算を移しかえます。都道府県はそれぞれの省庁に対して交付申請を行い、各省庁から交付決定が行われるというものです。結果的に、事業計画を提出した後は、これまでの補助金と全く同じで、各省庁との間でやりとりが行われるという形で、今現在各省庁の所管している法律等の改正は予定されていないことから、補助率等につきましても従来どおりの形で残ると見込まれます。ただ、この制度では一旦内閣府が全部の交付金の事務を扱うこととなりますので、内閣府設置法の改正が必要とされているものです。

内閣府の説明では、初年度はまず9割程度継続事業を基準といたしまして配分すると。残りの部分については、7月ごろと言われておりますが、別途これから設定される申請のない配分基準に従って追加配分されることとなっております。年度を経るに従い継続事業分が減少すると考えられることから、年次を経るごとに自治体の選択の幅が広がっていくことを想定しているものです。

今後の具体的な制度設計の状況を見ながら適切に対応していく必要があると考えていますが、今回の制度改正についても、一部ではひもつき補助金の廃止といいながら、単に補助金をメニュー化しただけにすぎないのではないかという言われ方もしており、交付金の運営等において地方の自由度の拡大という基本的な理念から離れていくようであれば、当然本県としても全国知事会などとも連携しながら必要な働きかけを行ってまいりたいと考えています。

次に、資料3、地方自治法の見直しの関係です。地方自治法の抜本的な見直しを検討する組織ということで、地方行財政検討会議というものが総務省に設置されています。この地方行財政検討会議というのは、総務省に今も形としては置かれているのですが、同じく地方の行財政について検討するために設置されている地方制度調査会の役割を担うものとして考えられています。この会議につきましては総務大臣など、政務三役に加えまして、大学教授等の有識者および地方自治体の関係者が構成員となっておりますが、都道府県知事と

いたしましては唯一本県の達増知事がメンバーとして参画しているものです。この会議の議論を踏まえながら、多分3月だと思いますが、今国会に提出されるのが配付資料のとおり地方自治法の一部改正案です。

改正の方向については、最近阿久根市、名古屋市などで議会と長との対立関係が非常に話題になっておりまして、地方自治法が想定していない課題も生じているところで、こうした課題に緊急的に対応するというものが見直しの一つの柱です。具体的にはまず議会の会期です。本県の紫波町でも実施していますが、いわゆる通年議会というものを自治法上で規定しようというものです。これはより住民の議会活動への参画を促進するという観点とフレキシブルな議会運営ということが中心です。

次に、②臨時議会の招集権ですが、現在は議会の招集権というのは首長に専属しております。議会の招集、請求に対して首長が招集義務を果たさない場合、これは実際に今年阿久根市であったわけですが、議会の招集が決まっても招集しない場合に限って議長に議会の招集権を付与するというものです。

(2)の議会と長との関係というところですが、長の専決処分の乱用を防ぐために副知事や副市町村長の選任を専決処分できないようにするなどの見直しでありますとか、専決処分についての議会の承認が得られなかった場合における議案の再提出などが講ぜられることになっています。

もう一点目の柱としては、住民自治の強化という観点からの改正です。解散、リコールに係る直接請求の署名数の要件の緩和ですとか、現在の自治法では直接選挙から除外されております地方税の賦課徴収等についても今後は対象にしたいという改正の内容になっています。また、現状でも法的な拘束力を持たない範囲内で住民投票というものは可能です。合併の際によく用いられた手法ですが、この住民投票というものを自治法の中に創設し、例えば大規模な公の施設の設置などについて、自治体の条例による、法的な拘束力を持つ住民投票に付すことができるようにするといったような内容で、地域主権の主役である地域住民の自治への参加を促進するという観点で見直しが予定されているものです。

なお、昨年3月に法案が提出されて、継続審査になっている地方自治法の一部改正案について改めてご説明申し上げますと、これにつきましては議員定数の法定上限の撤廃でありますとか、市町村同士の水平補完の促進につながるような、例えば監査委員でありますとか、行政機関等の共同設置を可能とするような内容が盛り込まれておりまして、今後新たに提案される一部改正等もあわせ、今国会で審議される見通しとなっています。

この地方行財政検討会議ですが、地方自治法見直しの検討、地域主権改革を一層進めるために最終的には地方政府基本法の制定を視野に入れた検討を行うと戦略大綱でも位置づけられているものです。しかし最近の検討状況を見ますと、地方の裁量事務を拡大すると

いう大きな視点での議論というよりも、むしろ個別制度の見直しのほうにちょっと傾いているのかなという感じがあり、本県の達増知事も会議の中で、地方政府基本法の制定も視野に入れながら地方自治法の根幹となる理念など大きな視点での議論に着手すべきではないかと、そして具体的な抜本改正につなげていくべきではないかというようなことや、条例による上書き権の議論、あとはこの推進会議でもいろいろご提言をいただいた、国の3次勧告にもあった教育委員会の必置規定の見直し、そういった点についても知事から発言を行っているところです。いずれ引き続き大きな視点での議論が行われるように継続していくことが必要だと考えているところです。

次に、資料4の市町村への権限移譲方式についてです。まず、これまでの取り組みの関係ですが、自治法の一部改正により、都道府県の権限を条例によって市町村に移譲することが可能になったということで、平成12年度に事務処理の特例制度を制定したところです。その後、17年度に移譲指針を策定いたしまして、18年度には県職員の派遣による市町村の支援を目的とした制度を創設しました。19年度にはこの分権推進会議でのご意見も踏まえながら推進計画を策定するとともに、全部の市町村を対象として権限移譲の推進プログラムを策定し、これまで取り組んできたところです。

権限移譲の現状については、18年度以降、住民に身近な行政サービスについては、住民に最も近い基礎自治体が行うのがふさわしいという各市町村の積極的な取り組みや、県からの人的な支援の拡大などということで、合併市町村を中心に大幅に権限移譲が進んできたところです。移譲項目は、平成23年の4月には累計で1,484項目、延べ1万2,373事務となる見通しです。これはいろいろ数え方あるのですが、全国でもトップクラスの権限移譲の実績を上げてきているところです。

23年度以降の基本的な取り組み方法ということになりますが、引き続き移譲対象として提示している事務を中心に進めていくことにしておりますが、(3)について、現在も国による地域主権改革が進められているところです。資料4の3ページを見ていただきたいのですが、左側、県の事務処理特例条例に基づく移譲対象条項数が1,484。国の地域主権戦略大綱のほうでは52法令251条項をこれから市町村に移譲する事務として考えているところです。この比較したものがこの表ですが、本県で移譲実績があつて大綱に記載がないものが1,233条項。これは屋外広告物やパスポート関係等々です。これは引き続き県がやっていくということになります。

真ん中の点線のところが県の特例条例と大綱で掲げる移譲すべき事務がオーバーラップしているものです。これについては、全く県と同じ内容の場合もありますし、県のほうが移譲する範囲が広い、逆に国の戦略大綱に掲げているもののほうが範囲が広いものなどそれぞれ分かれています。

そのほかに一番下のところに本県の特例条例の対象になっていない法令が119条項ございます。社会福祉法に基づく法人の定款の認可でありますとかありますが、ここの兼ね合いを見ながら、今後進めてまいりたいと考えております。

また、資料の1ページのほうに移って、具体的な取り組みといたしまして、特例条例で移譲済みのものが法定移譲となる事務については、特例条例で実施していたものと同様に支援をしてまいりたいと考えており、事務の定着に向けた必要な人事交流といった支援なども実施してまいりたいと考えております。

あと特例条例の活用ということについて、地域主権改革に基づいて法定移譲となる事務につきまして、移譲希望がある場合は法の施行を待たずに移譲を行っていきたいと考えております。

4の権限移譲の進め方について、ここで重要なのは今のプログラムなり推進計画が今年度までとなっているところです。これを新たに継続するのかどうかということになりますが、国のほうで新たな考え方を打ち出して、これについて進めるということになっておりますし、そのほかにも義務付け枠付けの見直しなども出てくるということもございますので、こういった状況を踏まえて、当面新たな推進計画のプログラムは策定しないということで進めたいと考えております。ただ、権限移譲取り組み方針につきましては、毎年度市町村に提示しながら進めてまいりたいと考えているものです。

例示ということで、今後の取り組み方針の内容について示しておりますが、例えば、地域主権戦略大綱のほうで市までに移譲するとされた事務であっても、希望があれば特例条例を活用して町村にも移譲してまいりたいと考えておりますし、法定移譲される事務に附属する事務というものもありますので、そういったものについても進めてまいりたいという内容です。

また、広域振興局管内で一部の市町村へのみ移譲が集まっている事務でありますとか、全県的に見た場合、大体すべての市町村に移譲されている事務等もありますので、こういった事務についても引き続き広域振興局を中心に、窓口といたしまして今後協議、検討進めてまいりたいと考えているものです。

次に、資料5、政策調整会議の取り組み状況についてご説明させていただきます。まず、昨年度の取り組みですが、奥州市と金ヶ崎町をモデルに選び、県南広域振興局の間でモデル的に設置して取り組んだところです。

取り組みの経過ですが、まず事務事業の棚卸しというものを実施しました。内訳は県事業が1,727事業、市が1,158、町が715ということで、合わせて3,600事業について事務レベルでそれぞれ突合し、無駄がないか、二重行政が考えられる事務事業はないかということで抽出しました。それを踏まえまして、検討部会、これは広域振興局の部長でありますと

か、市町村の部長さん等から成る組織ですが、この中で突合した結果に基づいて、二重行政と考えられる事務事業182を選びまして、そのうちからさらに非効率と思われるものを36件取りまとめたところです。そして、政策調整会議、これには広域振興局長、市町村長、そして今日おいでになっていただいている田島委員、また民間の有識者の方々にもお集まりいただきまして、資料の協議決定部分のとおり、仕分けと申しますか、整理したものです。

モデル会議における成果と課題、これについては全国的にも初めての取り組みだったのではないかと考えています。そして、二重行政と思われる事務事業の実態について明らかにしたものです。この中の4件につきましては、県南広域振興局の施策に取り込むということにされまして、22年度の、今年度の予算編成等におきまして活かされたところです。

一方、課題については、モデル市町村となった市町村以外の意見も聞きながら、さらに議論を深めていく必要があるということと、膨大な作業ということで、効率的な部分でどうだったのかという課題も見つかりました。

これらを踏まえまして、2のところですが、今年度各広域振興局におきまして、それぞれ政策調整会議を設置していただきまして、21年度を踏まえた検討を行ったというところですが、ただ、検討案件につきましては36件のうち、主に広域振興局が主体となっている分野である6件に絞らせていただきました。それ以外の30件については、これは例えば国民健康保険、介護保険について県に一元化すべきであるとか、あるいは道路整備の事業の国への補助申請の事務が非常に煩雑であるとか、そういった内容になっており、それぞれ国保等については国、県レベルで今議論しておりますし、補助金等につきましては一括交付金の兼ね合い等々あり、こういったものについては本庁のほうで引き取って、市町村に照会しながら、本庁の各課と現在調整を進めているところです。

6件については、資料右の(2)の表になりますが、選定理由は3つ掲げてございます。連携、協働を推進すべきとされた分野、他県で取り組みが進んでいる分野、そして県、市町村、民間が連携して取り組むような分野ということで掲げております。6つを選びまして、他の広域振興局においてそれぞれ検討したというものです。検討結果につきましては、例えばコミュニティーの振興については、これについては基本的な部分は市町村が担うべきだと、ただ情報共有が必要だという内容ですし、有害鳥獣の確認につきましてはいろいろ検討した結果、やはり全体の資源管理という観点から捕獲の許可は県が行う必要があると。ただ、休日、夜間等の緊急的な対応についてどうするかというものを協議していく必要があるだろうということで、今そういった方向で進んでいます。

生活保護についても今藤沢町が一関市に委託しているという事例はあるわけですが、町村がなかなか担うことは難しいということで、ここは現行どおりという方向になっております。家庭児童相談についても同様です。

観光宣伝についてはかなり重複しているのもあるということでしたが、これは情報発信の量、スケールを確保する上ではやむを得ないのではないかという話ですが、今後とも連携するための情報共有が必要だという内容になっています。

あと河川の管理について、県の管理する河川については、例えば草取りとか、ごみ拾い、あるいは支障木の処理等を市町村あるいは地域の団体に委託していますが、そこら辺についてももう少し三者協議の上で効率的な委託なりにすべきだとされています。

取り組みのまとめの部分ですが、成果として県、市町村の情報の共有化が図られたということがまず挙げられます。また、連携、協働、そして情報共有のための取り組みが推進されたということが挙げられます。そして、今後とも地域課題の協議、検討の場として、この会議がモデルとして活用できると考えております。

課題については、今後とも効率的、効果的に立案、実施するという観点から二重行政の防止に努める必要があると考えています。あとは社会経済の情勢が変わりますので、常に固定的なものではなくて、見直す必要があるということです。あとは役割分担が明確になっている制度等がございますが、これらについては引き続き国等に対して提言してまいりたいと考えています。政策調整会議そのものにつきましては、今回で一たん終了ということにいたしますが、県と市町村あるいは民間も交えた連携というものは地域経営を進める上で非常に重要な要素あり、引き続き趣旨を踏まえながら推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、資料の6、分権推進のための課題解決の工程表についてです。膨大な項目になってはいますが、個別の説明ということではなくて、私のほうから概括的に一括してご説明させていただきます。

まず1点目ですが、日本自治学会の総会が盛岡市で11月に開催されました。小笠原委員にも多大なご尽力、他の委員の方々にもご参加いただきまして大変ありがとうございました。この日本自治学会、日本を代表するような学者の方々に参加する学会で、当初片山総務大臣もいらっしゃる予定だったのですが、急きょ欠席となり代理として逢坂政務官がいらっやまして、かつ県内の市町村の職員の方々にも多く参加をいただきまして、この会議を通して、意識改革という意味で非常に大きな成果があったものと考えています。

また、国の義務付け枠付けの関係についても、現在国で継続審査分の義務付け枠付けの見直しに加え、市町村への権限移譲なども盛り込んだ見直し法案が提出されることになっており、本県がこれまで進めてきた市町村への権限移譲を越える内容も盛り込まれているなど、国におきましても一定の進展が見られているところで、この国の動きの中には、この推進会議で提案のありました国と地方の協議の場の設置でありますとか、住民投票制度、こういったものも盛り込まれているところです。

次に、あるべき地方自治の姿という観点から、達増知事、本県の知事も構成員となる、メンバーとなる地方行財政検討会議におきまして検討が進められているところで、今後とも地方自治の本旨に沿った制度の抜本改革という大きな視点での議論を喚起していきたいと考えているところです。

また、県と市町村、あるいは県民との協働の推進ということについては、例えば今年度から4広域振興局体制をスタートさせており、地域経営の取り組みを強化しているところです。この中で、この会議でご提案のありました県の合同庁舎のスペースの有効活用についても北上とか遠野一関、二戸におきまして合同庁舎の空きスペースを活用し、市町村や公益的団体に入っただく、要するに貸し付けるという意味ですけれども、そういったことも実施しているところです。

この会議でいろいろご意見、ご提言をいただいておりますが、こういった全体的な取り組みの中での成果なりが得られていると考えています。今後ともいただいたご意見、ご提言を踏まえながら、国の出先機関の廃止への対応や、義務付け枠付けの見直しなどに市町村としっかり連携をしながら対応していきたいと考えております。ちょっと雑駁なご説明になりましたけれども、以上で事務局からのご説明とさせていただきます。

**○加藤副座長** ありがとうございます。

それでは、ただいま報告がありました事項について、この中にはこの会議で皆さんのご意見ご議論承りながら進めてまいった取り組みもございます。ご報告内容等につきましてご意見を伺えればと思います。

まず、資料1から3までの国なり中央での動きというか、そういう進め方の内容、あるいはその評価、地方への影響といったことについてはいかがでしょうか。

恐縮ですが、平木委員、この辺はよくウオッチされていると思うのですが。

**○平木委員** 先に、地元でどう受け止められているか小笠原委員さんのお話をお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

**○加藤副座長** では、小笠原委員。

**○小笠原委員** まず、今の政府の論議の進め方を見ていますと、本当にやる気があるのかなのか、わからないというのが正直なところです。省庁の役人の立場に立ってみれば、自分のところの権利は手離したくないという意向がまだまだ強いようなので、（地方とすれば）省庁の尻をたたくと申しますか、そういうことをもっとやっていかなくはないかという気がします。もう一つ一括交付金の問題なのですが、政府で今考えているのは、例えば国交省だったら国交省、農水省だったら農水省という省ごとに大括りで分けて、使い道については一応地元を考えてもらうということになっているようで

す。私もそのあたりは詳しくないのですが、ひもつき補助金を一括交付金化するといった場合に、省庁の枠を取っ払って、本当に地元のためになる、役に立つような制度、仕組みにしてもらいたいと思っています。初めての試みなので、これからどうなるかわかりませんが、将来的にはそういう省庁の枠を取っ払い、地元が本当に必要なところにお金が回せる一括交付金化にしてほしいと強く願っています。

**○工藤副部長** 一括交付金の関係ですが、先ほどご説明したとおり、国が23年度に実施する内容につきましては既存の補助金のメニューをぶら下げて、全体で見ると5,120億円の中で、その事業を選んでくださいと。しかも補助率あるいは補助率のみならずどういったものをつくるか、どういったものが補助対象になるかというようなことについても現行と全く同じという内容になっており、単に補助金をメニュー化して、そこから選んで、ただそれは省庁の今まで縦割りでそれぞれお金がぶら下がっていましたが、例えば本県の場合は河川のほうに重点的に投資したいといった場合は、そちらのほうにある程度回せるというか、そういった選択肢は広がったわけですが、小笠原委員からありましたように、地方が自由に考えて使い道を決めるというところまではまだ制度が、仕組みが熟していないと考えています。地方の自由度を考えるという観点からいきますと、国のほうから、金額だけ示してもらって、それを地方が補助対象経費あるいは使い道、いろんな枠にとらわれずに使うというのが一番望ましいと思うのですが、そういったことになれるようにこれから取り組んでいかなければいけないと考えております。

また、これ地方の言い分なのですが、そもそも国と地方は、よく言われるのですが、四六四六だと言われております。国が仕事を4やって、地方が6やっている。ところが、税財源の配分が6：4になる。当然地方に来る分、地方に回す分を補助金という形で国が今縛っているのだという考え方に地方は依拠しておりますので、国から地方に金回す前に、余り注文つけないで、本来地方のとり分なのだからという気持ちで今後とも取り組んでいく必要があると考えています。

**○加藤副座長** 平木委員、よろしいですか。

**○平木委員** 小笠原委員のご指摘すごくよくわかります。出先機関の原則廃止についても、今の出先機関を抜本的に解体し、出先機関がやっている仕事を地方に渡すべきものは渡すべきだ、どうしても国が全国的にやるべきものは残すとしてもできる限り地方に渡すようにと言ってきた分権改革の取り組みの歴史があるわけですが、今回、ブロック単位で移譲します、受け皿が整ったところから移譲していきますと。受け皿がまだ整ってないところも順次受け皿を整えるようにという内容です。関西広域連合は、国はこれまで地方には仕事する能力ないではないか、受け皿がないではないかと言ってきたのに対して、自分たちはできるぞ、国にそんなことは言わせないぞという取り組み姿勢の表れだと見ています。関

西の場合、経済界も加わり動かしてきたわけで、そういう運動は確かに非常に重要なものだけれども、整ったところからやりますというのは、よくやる国の言い逃れであり、整っていないところはやらないよということですから、国の出先機関の無駄と二重行政がこれで一気に省かれて、地方に権限が行くのかといえば極めて怪しいという見方をせざるを得ません。

関西に続いて九州はまとまりがいいですね、地政学的にもまとまりがいいわけですが。先ほどご説明あったように、東北もまとまろうと思えばまとまれるとは思いますが、東北7県なのか6県なのか、北東北三県で何かやるのか。そういう運動は常々やっていかないと国が絶対に渡してくれないものだという皮肉な見方もできると思います。

自民党政権の最後のところで丹羽委員長のもとでやってきた地方分権改革推進委員会での勧告からさらに前進すると期待していたのだけれども、むしろ後退しているのではないかと思われる面が多々あります。それをどう分析すべきなのか。皆さんいろんな見方をしておられると思いますが、私はあのときのほうがもっと明確だったという印象を随分持っております。

**○加藤副座長** 平木委員のほうからご意見がありましたが、これに関連して国の分権改革、地域主権改革の進め方、それに対する評価といったことの意向ですが、ご意見いかがでしょうか。役重委員。

**○役重委員** 先ほど一括交付金の話がちょっと出ましたので、これに関連して、現場で今交付金事務をいろいろと取り扱っている立場としての感覚ではありますけれども。どなたかおっしゃいましたが、補助金と全く変わるところはないなと思っています。相変わらず国にはたくさん書類を出さなければいけないし、一々すべてメール、ファックス等で指示が来るといった形で運用がなされているのですが、今違和感を持っているのは、評価というものについて。採択についてはある程度自由になったと、いわゆる入り口は緩めたので、出口を閉めさせてもらうよという、多分国のそういう考え方だと思うのですが。

いわゆる事業効果とか、そういったものを数値できちんと把握して評価をなさいと、これを提出、公表しなさいということになっているのですが、その評価が都市計画事業とか専門的なものになってきますと、コンサルへ委託するのが標準的なスタイルのようです。これもまた変だなと思うところで、合理化するはずの交付金が、そういうところで余計な経費をかけて、またコンサルの仕事を増やすのかということも考えられます。あくまで地域、自治体を選んだことへの評価であれば、住んでいる住民の方にきちっと情報公開をして、住民の評価を仰ぐということなのだろうと思います。そのあたり、この交付金自体がある程度真の一般財源化に向けた経過措置的な位置づけだろうと思いますので、いたし方ないところもあるのかなと思いつつ、そこは改善を求めたいところだなと

感じております。

それから、もう一点質問といいますか、最新の状況を確認させていただきたいのですが、地域主権一括法ということで、これもまた継続審議になった部分ですけれども、義務付け枠付けの廃止ということで、具体的に事務事業が並べられて法律案になっていますが、その最新の状況、いつ成立、施行になるのかということ。私はたまたま市町村の法規担当をしているのですけれども、いつまでに条例をつくらなければいけないのか、いつ、どのように各部局に作業等、方針を流そうかということで、各現場では保育室の面積基準とかも個別にいろいろ検討が始まっている部分があるのですが、主としてこれをどのように取りまとめ、対応していこうかと非常に悩んでいます。そのあたり県から市町村に対してある程度指導とか助言とか、そういったスタンスがあるものなのか、あるいは確認してくださいということかもしれませんが、そのあたり岩手県としても条例の作業などあると思うのですが、その辺の進捗状況も含めてちょっと参考になる情報を教えていただければありがたいと思っております。

**○工藤副部長** 一括法に関しましては、1次と2次がございます。1次については、これは義務付け枠付けに関係する部分ですが、それについては昨年通常国会に既に提案されており、残念ながら継続審査中となっています。2次分については、市町村への権限移譲の関係について48法令でございますし、また義務付け枠付けの見直しについても163法律に拡大して、一部既に法案が準備され、内容については、まだ厳密なものは公表されてないのですが、3月に国会へ提出されるだろうということで、一括法案については1次、2次ともまとめて審議されることになるだろうと考えられています。

1次分については、既に法案が出ておりますので、これ市町村分については県の市町村課のほうでどういった条例があって、そして条項があって、それがそれぞれ市町村のどういった事務に関わってくるのかというような一覧表を取りまとめておまして、これについては既に市町村のほうにも情報提供していると思います。昨年開催した副市町村長さんとの意見交換の際にも資料としてご提示しておりますので、それについてはもし不明であれば、さらに詳細等について、県の市町村課の行政担当のほうにお話ししていただければよろしいかと思っております。

義務付け枠付けについての見直しについては、ちょっとたとえが悪いのですが、保育園の廊下の幅とかいろいろ細かい基準があるのですけれども、今の基準をそのまま用いるということであっても独自に条例をつくらなければならないというような、非常に無駄だといえは無駄な作業等々も出ると思われます。それらについては施行日との兼ね合い等もあると思いますので、個別具体には市町村課にご照会いただければと思います。

県のほうでも義務付け枠付けの廃止に伴って、所要の整備する条例あるいは新たにつく

らなければならない条例等々がございますが、それらについても多分年度明けての5月、6月ぐらいですか、早くても。法案の成立については、今日は配布していませんが、国から出ている資料によりますと、一括法の2次分の関係ですが、施行については、直ちに施行できるのは交付の日から。政省令等の整備が必要なものについては公布の日から起算して3カ月を経過した日から。そして地方自治体の条例あるいは体制の整備が必要なものについては平成24年の4月1日、一部は25年の4月1日となっていますが、それぞれ施行期日が附則の中で定められることになっていると聞いております。

**○加藤副座長** 法案は恐らく予算関連法案以外の扱いになりますので、早くて5月半ばくらい、ずれ込むと6月ぐらい、そのときまでの政治状況次第という部分もありますので、楽観はできないところはあるかと思えます。あと施行期日等については、法案になったときには書かれるわけですが、実際遅れが出てくればそれによって調整、施行期日等の修正がなされるだろうと思えますので、一定の市町村なり、あるいは地方のほうで条例整理のための期間というものは確保されることになるだろうと見込まれます。

それでは、ほかにご意見。では、鈴木委員お願いします。

**○鈴木（宏）委員** せっかく事務的な話へ進んでいращやるところでさかのぼって恐縮なのですが、資料1の2番というのは、なぜ「特に移譲を要望している項目」としてこの3つだけ出したのかなど。逆に言うとかやる気がないことが非常に露呈した文章になってしまったのではないかなという気がするのですが、この辺の事情について何かおわかりでしたら。直轄道路とか、直轄河川とか、ハローワークというのは何となく当たり前のような感じがするのです。地方自治体が特に移譲を要望したというのはこの3つなのですかね。それ以外にもたくさんあったらうけれども、これだけを取り上げられたという部分がちょっとよくわかりにくいというのが一つの質問です。

それから、もう一つはお金の使い方の地方との関係で、これもちょっとさかのぼってしまつて恐縮なのですが、いわゆる国の予算で公共投資の部分がたくさん出てきて、国のほうにお金がいっぱい出ているのですが、これを地方のほうにもっと使うべき。例えば国で公共投資する部分についてはもうほとんど終わってしまっているのではないかと思うのです。それをどんどんやろうとするからむしろ変な、川を壊してまた堤防をやり直すとか、無駄な投資にもう一回走ってしまっているのではないか。むしろ地方の持っているニーズといいますか、こういうことをしてほしいという要望をもっと聞き入れて、そっちのほうに予算をいっぱい使いましょうという部分がなければいけないのではないかなと思うのです。そっちの方向へ移っていくのが一つの地方自治体が移譲を要望している実際の仕事だと思ふのですけれども、どうもその辺がまだ国のほうばかりにお金を使おうとするから、無駄と言ったら悪いかもしれませんが、大きな考え方かもしれませんが、結果

的には国民、住民があまり喜ばないようなお金の使い方になってしまっている。だから、今までの公共投資を否定するのではなくて、終わったのだから、今度は地方のほうへもっとお金を持ってくるような、お金を使うようなことに移してほしいというのが地方への権限移譲になっていかなければいけないのではないかと思います。

○加藤副座長 資料1の2ですね、まず3つ、特に移譲を要望ということで上がっている。これは、形式的には全国知事会が一番要求していた事務ということになります。前々からいろいろ議論があって俎上に上っているというわけです。なぜこれが一番要望されているかというと、ある意味手っ取り早いと思っているということだと思います。ほかはブロック単位なのです。例えば岩手県だけではなくて、東北が一丸とならないと受けられないというようなところなのですが、ここの(1)、(2)につきましても1つの都道府県内で完結ということが書いてありますし、あとハローワークですとむしろもうちょっと小さいレベルということになりますので、連携とかそういうことを考えずに、都道府県の段階で可能であれば、それであとはやりきれますという、そういうことになります。都道府県であれば、道路とか河川であれば、うちであれば県土整備部という組織機構もありその中で吸収しやすいということで、県とすれば広域ではなくて明確にどこが受けるというのがわかっていますし、それは既存の組織で入れるのだろうということテーマになっているのだろうと思っています。

先ほど公共投資についてもっと地方の意思というか、あるいは地方の住民の声が反映されるということについてです。公共投資なり、今どういう状況なのかという評価の部分もありますが、その一環、今鈴木委員がおっしゃったような一環としても、地方としてはその趣旨も含めてこういう出先機関の事務の移譲というのを求めているのだと思います。よく出先機関の議論で問題だと言われるのはガバナンスが効かないこと。国の出先機関などで、地方単位で当然東北にも仙台とかに出先機関あるわけなのですが、その出先機関に対応する議会とかありませんので、国で国会があっというんな議論があるとはいってもなかなか抽象的な議論で、出先の事務までという話にならず、出先機関については余り横からつかれたり、ただされたりすることもない。そういうことでガバナンスが効かないですし、ただされることもないので、なかなか地域の住民に本当に向き合っているのかという議論もございます。それが例えば地方自治体に移譲ということになれば、地方自治体は議会等もございますし、地域の住民に向き合っているというような立場もございますので、そういう中でその地域主権の実情に配慮した事務なり、そういう事業をやっているのではないかと。そういうことも含めてやはりなかなかその地域、恩恵を受ける住民のコントロールが効かないというか、ガバナンスが効かない出先機関に置いておくよりはこっちへ持ってきたほうがより効率的なお金の使い方もできる、事業の進め方もできるという考え方

はあるのかなと思います。

○鈴木（宏）委員 そのとおりだと思いますね。そのところをもうちょっとしっかりやっ  
ていかないと分権とか何か言っても仕事は進んでいかないのではないかなということ  
で、話が戻ってしまって申しわけないですけども、そういうことを申し上げました。

○加藤副座長 伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 私も途中から委員になったもので、話が戻るかもしれませんがちょっと感じて  
いることを。

まず、イメージがどうもぴったりこない。これ国から県への移譲、県から市町村への移  
譲のレベルが違うのです。だから、この流れがきちりイメージ化されてないので、どう  
もイメージがわからないというのが一つ残っています。

それから、本当に地方が要求する意見をダイナミックに取り入れている改革なのかとい  
うと、どうも物足りないということがありますね。例えば業務のスリム化、国の公務員を  
大幅にカットしろという議論から入っているとすれば、地方が求めている意見と随分違う  
のだろうなということが気になります。言葉選ばずに言えば、こんな事務は地方に任せて  
しまえと、どんどんおろしてしまえということは、決して地方が要求するものではないも  
のまでついてきてしまう。県から市に来たものも要らないという判断でお返ししたものも  
随分ありますし、受けなかったものも現実あります。うちで受けられないことは、県でも  
本当は要らない仕事だということになれば、権限移譲の部分というのはもっともって現実  
に即したもので考えていくほうがいいのではないのかなと。効率として、決して地方はよ  
くならないという部分があったことも事実ですから、大分お受けしなかったものもござい  
ました。その辺の議論がまた来るようですから、今度はしっかりやらせてもらおうと思っ  
ていますが。

それはそれとして、一括交付金という形が来まして、これはある意味ではイメージ的  
には評価しています。というのは、いろんな事業をしたくていろんな補助申請をしますけれ  
ども、その年によって通るものと通らないものとありますね。一括で来たときは、その市  
町村が優先順位を自分たちで望んでいたとおりに配分することができるとなれば、これは  
まちづくりの上で大変バランスのいいお金の使い方ができると思っています。本当は農水  
省関係の一番欲しい事業で、次は経済産業省のこれなのだと考えていても、その順位が地  
方が考えたのと違って、補助金を通ったり通らなかつたりすると、まちづくりの順位がち  
よっと狂ってくるという現実をお気づきでしょうか。このことを考えたときに一括交付金  
がそういう使い方をできるとすれば、これは評価できると思っています。ただ、トータル  
で額が減るのは困りますよ。大変心配しているのはそこなのですけれども、今まで補助金  
がいろんな柱があって来ていたのが、交付金になってトータルしたら減ってしまったとい

うことになりかねない、非常に危惧感を持っています。

それから、今回政府が大変ぐらぐらしていますので、本当にこのとおりの議論進んでこられるのかなど。スケジュール的にもどうかという心配があります。例えば、予算に絡むものは子ども手当にしろ、児童手当をまた戻すとか言ったら、今朝も議論してきたのですけれども、全体組織の人員配置を最終的にはもう決めなければいけない時期に来ています。これ狂ったら部課によっては、人員増強しなければ市民の期待に応えられないのではないのかという心配な要素が含まれている。そんなことが起こらないようにぜひ権限を移譲したり、制度をしっかりと時間をあわせてやってもらいたいというのが現実に現場を担当している者としての強い要望であります。何か要望になってしまいましたが、イメージとしても今までのご説明を伺ってそんな印象を持ちました。

それから、一括交付金もらったときに大事なことは、各自治体がいろんな補助制度を使って本当にいいもの、大事なものをきちんとやってきたのかどうか。さっき評価の問題が出ましたけれども、何でこんなところに道路つくってしまったのかというのもないことではないです。ですから、地方自治体が、本当に優先すべき大事なものをちゃんと事業として起こしてきたかどうか、その後の事務評価をして、きちんとやる仕組みが、この一括交付金が出たときに地方としてきちりやっっていかなければいけない問題だと。これ地方としてのこれからのまちづくりの上では避けて通れない、大事な問題だと思います。本当に大事な事業につき込んでいくという意識を今まで以上に強めていかなければ、一括交付金をもらった意味がなくなるのではないかと。そこは県のご指導いただきながら、基礎自治体のほうはもっともっとしっかり議論するべきことにならなければいけないと思います。

**○加藤副座長** 一括交付金についてはいろいろ評価もありますが、確かにどう使うか、それをうまく使っていくというのも大きな課題、地方の側としての大きな課題だと思います。そこをうまく使っていないと国に対してもある程度育っていくような、そういう圧力もかけられないのかなという気もします。それは基礎自治体だけではなく、県としても大きな課題だと認識しています。

また、権限移譲について市町村への権限移譲も含めてご意見がございました。確かにこれまでやや量的なものを追い求めるようなきらいもこちらとしてもあったかと思えます。資料4は、そういったことも踏まえまして、今後はよくその中身というか、あるいはこれまで以上によく市町村との連携を密にして意見交換もしながら進めていこうという内容にしているつもりなのですが、ちょっとその辺が十分説明できたかどうかというところもあろうかと思えます。

これまでの意見、国の地域主権改革といった部分が大きかったと思うのですが、資料4ないし5ですね、こういった権限移譲あるいは政策調整会議の取り組みといったことにつ

いて一つのフェーズが終わって、また今後の取り組みといったこともあったかと思うのですが、今後の取り組みをどういう形で進めるかということもあったかと思うのですが、そういうことにつきましてご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。小野委員。

**○小野委員** ちょっと戻りますが、2つ意見を言わせてもらいたいと思います。先ほど地方の要求するものが十分反映されていない、国からの資料だということで、自治学会でも、国と地方の協議の場というのが大切であると言われていましたが、技術的にはかなり無理なのではないか、という話が出されていたように記憶をしています。そうなったときに、では県単独で国にというよりも、やはり東北ブロックの連携をもっと強くしながら福島から青森、北海道にかけて、地域に即した要望を国に対して、もう少し明確に連携しながら出していったほうがいいのではないかと感じたことが一つ。

あとはその市町村の権限移譲、フェーズが一段落したとの説明で、合併もある程度大体進み、終わったという状況では、これからは今までやってきた中で少しずついいものを選びながら移譲していくというような県のスタンス、これまでみたいになにがなんでもというようなものではなくて、ある程度緩やかに進めていくスタンスという解釈でよろしいのですよね。それと国と地方の協議の場というようなフレーズで考えると、県と市町村の協議の場とか、市町村と一般市民との協議の場、そういう場をどう設けていくかということで政策調整会議というのも有効であったと思うのですが、一応終了ということなので、どういう形で今後協議の場を広げるのかというのはまだ見えない感じが、もし今の段階での見通しがあれば教えていただきたいと思います。

**○工藤副部長** 東北ブロックでの取り組みというご提言がございました。これまでの北海道・東北知事会というような連携組織を中心といたしまして、あるいは北東北三県ということで青森、秋田との連携などなどに取り組んできておりまして、具体的には北東北三県で計画づくりもやったことがございます。あとは観光面でありますとか、あと東北各県の基幹産業であります農業の振興についての連携だとか、そういったことに取り組んできた経緯がございますし、今一番わかりやすい連携した取り組みというのは産業振興、中でも自動車関連についての連携した取り組み、きょうは北上市長さんもおいでですが、セントラル自動車が宮城県、そして岩手県には関東自工が立地しているということに加えて、ホンダ系の関連企業が福島とか、山形のほうにも自動車産業の関連会社、いろんな企業が張りついていますので、こういったことについて東北六県で連携して取り組んでまいりましょうということで、現在進めているところです。また、今後の地域主権改革、特に先ほどから議論になっている国の出先機関の受け皿ということにつきましても検討会議を設け、どういった対応が妥当なのか、これから一緒になって取り組んでまいりましょうと

いうことでやっております。特に新幹線が青森まで行きましたので、東北の連携の基盤もできて、今後ともそういう姿勢を生かしながら取り組んでまいりたいと思っております。

あと市町村への権限移譲の関係ですが、伊藤委員からもいただいた質的な部分というお話がございました。確かにこれまで件数を稼ぐといいますが、量重視の権限移譲ということで、例えば住民から県に書類を上げる際の経路機関的な位置づけとか、はっきり言えば余り重要でないような事務についても入っているというのはそのとおりです。私どももそういったことについて市町村のご意見伺いながら、市町村がまちづくりを進める上で本当に必要な権限は何なのか、それぞれ市町村によって要望するまちづくりの内容的なものもございますので、そういったことにも国の動向も踏まえながら対応してまいりたいと考えてございます。

また、市町村間で行財政能力に差異がございますので、そういったことへの配慮、そういったものも行いながら、これからは質的な向上なのかなと考えています。

あと政策調整会議の関係です。今後の展望についてですが、これまでもそれぞれさまざま保健福祉でありますとか、観光、道路、河川、それぞれ市町村あるいは住民と連携をしながら行政を進めてきたと思っていたところですが、今回の調整会議を通じてそれがまだまだ十分ではなかったと、そういう課題が明らかになったということが一つの大きな成果だと考えています。今回政策調整会議という形での取り組みというのは一応終了ということになりますが、これまでの県、市町村あるいは関係団体含めた行政連絡会議という名称のものとか、それぞれの行政分野ごとに協議会、連絡会議というようなものがございます。今後はそういった既存の組織も活用しながら、さらに県と市町村、そして関係団体、住民との情報共有、そして連携、そういったものを諮ってまいりたいと考えております。

○加藤副座長 それでは、平木委員お願いします。

○平木委員 今回改めてこういう資料を用意していただいて、小笠原委員さんに口火切っていただいたお話もあり、また鈴木委員さんが最初に、さかのぼる話だがとおっしゃいましたけれども、さかのぼって見直さなければどうしようもない状況なのだと思います。というのは、政治がしっかりしていない中で、地方分権改革から民主党政権になっての地域主権改革ですが、霞が関のいいようにやられているのではないかと。資料を拝見し、例えば資料1の出先機関の廃止のうち、鈴木委員がご指摘になった2の直轄道路、直轄河川、ハローワーク、これはたしか思い出しますと、せめて県内で完結している道路や河川は少なくとも渡すようにと言っていたのを、これをさも地方自治体が特に移譲を要望している項目だとすりかえられている気がします。

それから、民主党政権になるときにひもつき補助金を全廃して一括交付金化すると言った。自民政権のときには地方への税源移譲、先ほど事務局からご説明のあった6：4、4：

6の逆転をまず5：5にしようという、地方分権改革推進委員会でもそういう勧告をしています。しかし、（企業などが少なく）もともと税源がない地域をどうするというのもあって、民主党はマニフェストで一括交付金化というのをを出してきたわけですが、それが具体化していくとまさに縦割りが残ったまま、霞が関がまたこまごま口を挟んでくる、（一括交付金の使い方の）評価までするという形になってきている。

さらに言えば資料3の地方自治法の改正、これも抜本改正のことではなくて、鹿児島県阿久根市のことなどについてバタバタと対応しているようなところがあります。例えばこの資料3の2の、地方議会は議長に常に招集権限があつてしかるべきなのに、そういう抜本改革をせずに、資料に※印で書いてある、一般選挙後、議長がいない場合に知事や総務大臣が招集するという、これも変ですよ。選挙の後はまだ議長が選ばれてないから、あるいは市長が招集しないときはということだけれども、議長を選ぶ前には議会は仮議長をつくったりしてやりますよね。また、議長に何かあったときにはまず年長の議員が（議長選出の）臨時議長を務めるというような、そういう規定が地方自治法にありますよね。そういう規定を上手に使えば首長が招集しなくても、何も総務大臣が都道府県議会を招集、あるいは都道府県知事が市町村議会を招集しなくても問題なく議会は開かれるのだらうと思うのです。けれども、抜本改革をしようせずに今の阿久根市などの変な状況に対応して、総務大臣や都道府県知事が招集するみたいなことが出てきてしまったのかなど。全体が一貫してない。しかも出先機関をどうする、補助金をどうする、地方自治法をどう改める、そういうのもまた縦割りのバラバラにやっているからこうなっているのではないかと。そうすると、霞が関が受け皿の整ったところにだけ権限を渡しますと言ったり、形だけ変えて旧来と余り変わってなかったりとか。

それと、先ほどご指摘ありましたけれども、義務付け枠付けの問題がずっと先送りされたままです。以前の地方分権改革推進委員会で勧告が出ているし、新しい政権になってまとめたものもありますが、いつ国会を通るか全然わからない。国と地方の協議の場も然り。

そういう状況で資料4の3ページ目、岩手県は事務処理特例条例でこれだけやっていると、国がやろうとしているのはこれだけだという、岩手県はかなり先行してやっているのでよくわかるのですが、本当は1,484条項以上にたくさん、市町村が移譲を希望されるものは移譲しますよと示すことができるのでしょ。それで本当に市町村が欲しいものを移譲していけばいいのだらうと思いますが、結局、国の義務付け枠付けが残っているがために、岩手県から市町村へのメニューをもっと広げたいのだけれども広げられないということもあるのではないかと推測しています。

こういった情勢の中で国に反してでも構わずやるかどうか。国の動向をよく見てこれからというご説明もありますけれども、国の動向を待っていてもしょうがない面もあるの

で、先行してもっと県と市町村が一体になって無理やりにでも事を進めていく手立てはないのでしょうか。やっぱり難しいのでしょうか。そんなことを今回いただいた資料を見ながら思っていました。

○**加藤副座長** 最後のほうのご指摘ですが、この資料4については、政治状況もありますが、法定移譲がスムーズにいけば法定移譲がおいてくるという中で、今まで事務処理特例条例で移譲した部分との兼ね合いもございませけれども、これがあと1年のうちに移譲するとかということになるとかなりの分量になるのだと思っています。その対応をする中でそれ以上という段階にはなかなかないのかなということ、まずこれは法律として決まった場合には、そこはしっかりと受けとめなくてはいけない。それが優先なのかなということ、この資料はつくらせていただいております。そこを円滑に移さなくてはいけない。プラスアルファでその周辺事務とか、そういったことも考えていくということで、インパクトかなりありますので、そこが円滑に移せば次の、国の制度的な部分があるかどうかというところありますけれども、これまでのひずみが出てきている部分もありますので、そこを直す中で、さらなるフェーズというか、ステップアップという形で権限移譲が考えられる、あるいは市町村からどんどん意欲が出てくるということであれば考えたいとか、そういう段階論で考えています。今法定移譲という形で塊として見えてくる、対応しなければならぬものがある中で、ちょっとそれ以上のものというのはなかなかどうなのかなというところで今進めております。気概というか、そういうことはしっかりと持ち続けてやりたいと思っています。

田島委員をお願いします。

○**田島委員** 政策調整会議についてちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、先ほども終了という話がありましたが、たしかあれ結構項目ありましたよね。とりあえず二重行政をチェックしようということで始めてもう終わってしまうということで、ちょっと残念だなと。せつかく仕分けまでして、それからせつかく県と市町村が具体的に話し合う場ができた、またそこに自分も巻き込んでいろいろ議論をしたという、一生懸命やったものなので、何か一つで終わってしまうというのは非常に残念かなと。課題があるのだらば、特に県南につきましては仕分け全部やったので、できたら継続したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、さっき場を変えてという話もありましたけれども、そのような部分は継続という可能性あるのでしょうか。

○**加藤副座長** 終了という説明が適当かどうかというのはありますが、この2年間ノウハウとか、こう整理、調整しましょうとか、あるいはどういう分野でオーバーラップあるとか、こういう形ですみ分けしているのだという、そういう知見とか、ノウハウというのが得られていると思いますので、それを前提にこういう政策調整会議という名前とい

うか、固定的な枠組みで必ずやりなさいというのは一区切りということで、それぞれ例えば県と市町村あるいは県の広域局と市町村が調整するとか、連携なり協議するという場はありますので、それはそれぞれ地域、圏域の事情に応じてそういうのありますので、そういう中でむしろこなししていけばいいのかなという形で、必ずという形あるいはステレオタイプの形として設けるとするのはモデル事業として一段落ということでもいいのかなと。むしろ日常化するというか、そういう中でこなししていく。新しい問題も出てくるかもしれないし、そのような形で対応していけばいいのかなと。

ですから、もうこれでさようならということではなくて、その知見なりノウハウというのを生かして、日常的なものとしてやっていく、そういう形になるのかなと、ある意味言い方としては発展的な解消というか、そのような整理で考えたいのですけれども。

○**田島委員** 評価というと、今までやっているようでやってなかったというのが強調されてしまったものですから、せっかくそういうのをつくったのだから、もう少しやってもいいかなと私も思っていました。やっていただければ、それにこしたことはないということです。その辺にちょっとこだわってそういう意見になりました。

○**加藤副座長** 佐藤副局長、ご発言ありませんか、いかがでございましょうか。調整会議で座長を務めていましたので。

○**佐藤県南広域振興局副局長** 昨年は藤尾局長が政策調整会議の座長をやって、今年は私がやったわけですが、会議の中で特定の事務ということで今回焦点を絞ったのですが、やはり市町村によっていろいろ見方が違う、あるいは民間の人たちに入ってもらおうと国と県のやり方も違うとか、さまざまな視点でいろんな意見交換ができて、広域振興局としても大変勉強になった感じがしております。加藤副座長がおっしゃいましたけれども、いろいろな形でやっていけるとは思いますが、やはり動機づけというのは引き続き継続してやっていくということが大切なのかなという感じがします。声かけをしないと、個別に市町村とやっていたのではなかなか話が進まない部分もありますので、県南ですと9市町が、これから藤沢町がなくなると8市町とやらなければだめだと思うのですが、そういう機会をあえて意識しながら設けて継続していきたいと考えています。

○**加藤副座長** 今日は様々ご意見をいただきました。地域主権改革につきましては、スケジュール的なものは出されてはいるのですが、不透明な感もあるということで、成果を出していくためにはしっかりこちらもうオウッチして、これからも真に地方のために改革、地方の主体性が発揮できる、そういう改革にしていかななくてはいけない。そのために声を上げていかなければいけないのではないかなと改めて思いました。討論の場もごきますし、そういうさまざまな場を活用して、地方からのろしを上げていきたいと思っています。

また、県の側あるいは基礎自治体の立場として、制度としての改革の進展に合わせてい

かにうまく加勢するか、そういう中でどう住民生活向上に結びつくようなことをやっていくのか、そういう心構えというか、こちらとしてのきちんとした考えというものも確立する、そういう必要性も改めて感じたところです。

また、知事がよく申しておりますが、こういう地域主権改革、制度改革も大事なわけけれども、制度改革をまず待っているということではなく、できるところ、運用でできるところはいろいろ着手してやっていかなくてはいけないということを申しております。そういうことも必要なのではないかということを今回お伺いしながら改めて感じたところです。

本年度のこの分権推進会議ですが、今回、今日は最終ということになります。本県も地域主権改革、どういう体制で臨んでいくのか、今後のあり方、スタンス、どういう形で推進体制をつくっていくのか、今日いただいたご意見、ご提言等も踏まえながら、改めて整理してまいりたいと思います。委員の皆様方には今後も引き続きさまざまな場面でご意見、ご提言いただく機会があると思いますので、引き続きよろしくご指導、ご提言のほどお願いしたいと思います。

以上です。その他というか、一応これ終了させていただきたいと存じますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

### 3 閉 会

○加藤副座長 それでは、ほかになければ本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。どうもありがとうございました。